

トーイン株式会社 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、トーイン株式会社（英文名 TOIN CORPORATION）と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷および印刷物加工
2. 紙製および合成樹脂製容器その他包装用品の製造販売
3. 紙製および合成樹脂製函の組立、セットおよび包装の業務
4. 玩具類の製造販売および修理
5. 各種製品の容器への充填、包装、梱包ならびに容器のラベルの貼付
6. 医薬部外品の製造
7. 化粧品の製造
8. 紙製容器、その他包装用品およびラベルの製造および加工用機械ならびにそれら機械の関連システムの輸入販売
9. 看板、商品陳列ケースおよび広告宣伝用陳列物の企画、製作および販売
10. 情報技術による画像処理および関連システムの製造販売
11. 情報技術を利用した陳列用器具および関連システムの製造販売
12. 飲食品用、化粧品用等の容器および上記各号に掲げる製品およびそれらの原材料の輸出入
13. 磁気、半導体および電子部品を記憶媒体とする情報記録カード、それに付帯する機械装置およびそれらの原材料の製造販売ならびに輸出入
14. 光学材料、電子材料、記録媒体、建築資材等の用途向け機能性フィルムまたは金属箔上への機能性塗料、接着剤等のコーティングおよびラミネートならびにこれらに付随する加工、販売および輸出入
15. 菓子類の輸入販売
16. 動産および不動産の賃貸借に関する業務
17. 倉庫保管および配送の業務
18. ダイレクトメールおよび封入封緘の受託業務
19. 日用品および雑貨品の製造販売
20. 包装資材製造機械および周辺機器ならびに関連システムの開発、製造、輸入および販売
21. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾に関する業務
22. 自家発電による余剰電力の販売
23. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)
当会社は、本店を千葉県柏市に置く。

第 4 条 (機 関)
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)
当会社の発行可能株式総数は、21,850,000株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)
当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)
当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)
当会社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第 13 条 (基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集者および議長)

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合、または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、当該取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定

める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (員 数)

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任 期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集者および議長)

取締役会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則の定めるところによる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、その期間を短縮することができる。
- 3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取

締役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第26条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (取締役との責任限定契約)

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条 (員 数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (選任方法)

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 第31条 (任期)
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第32条 (常勤の監査役)
監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
- 第33条 (監査役会の招集通知)
監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、その期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 第34条 (監査役会の決議方法)
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第35条 (監査役会の議事録)
監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第36条 (監査役会規則)
監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
- 第37条 (報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第38条 (監査役との責任限定契約)
当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第39条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第40条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第41条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第43条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第44条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

- 第1条 定款第18条（株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。